

自動運転をめぐる法律問題

コブエ法律事務所 弁護士 古笛 恵子

1. 自動車事故における責任

自動車事故を起こすと、道義的責任とは別途、法的責任として、民事・刑事・行政の責任を追う。

民事責任とは、事故によって損害を被った被害者の救済を目的とする損害賠償責任である。

2. 一般的不法行為

損害賠償責任に関する基本的規定は、民法709条で規定されている一般的不法行為である。

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3. 不法行為責任の特則

もとより、一般不法行為責任には特則、特別法が多数設けられている。

自動車事故被害者救済、自動車運送の健全な発達に資することを目的とした自動車損害賠償保障法（自賠法）では、運行供用者責任が規定されている。

自賠法3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではない。

他方、被害者救済、国民生活の安定向上、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした製造物責任法では、製造物責任が規定されている。

製造物責任法3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

現行法のもとでは、自動車の欠陥により自己が生じた場合、製造業者等が責任を負うものの、それを理由に運行供用者が責任を免がれることはない。強制保険である自動車損害賠償責任保険により運行供用者責任が担保されることから、自動車事故被害者の救済は、他の事故類型との比較において手厚いものとなっている。

4. 自動運転における運行供用者責任

自動運転に関してはあらゆる見解が対立しており、レベル3以上の自動化が進むと、あるいは、レベル5の完全自動運転が実現すると、運行供用者責任は問えない、自賠法は機能しなくなるとの議論も声高に叫ばれている。

しかし、自賠法で問われているのは「運行供用者」の責任であつて、「運転者」の責任でも「運転手（ドライバー）」の責任でもない。運行供用者責任は、実際の事故に直結した具体的な運転ミスを理由とするものではない。走る凶器である自動車の運行について一般的抽象的な支配が認められ、それによって利益を得ていることから問われる責任である。

自動化が進んでも、運行供用者に、こういった運行支配と運行利益を認めることは可能ではないだろうか。

5. 自動運転における製造物責任

他方、自動化が進むと、自動車製造業者等の責任が重くなるとの議論もある。

確かに、自動車の欠陥について製造業者等が責任を負うのは、現在も同様である。問題は、何をもって「欠陥」と解するかである。

人間の力ではとても避けられない事故であるが、最先端の技術力によっては避けられる可能性があるにもかかわらず事故が生じた場合、これを欠陥とって良いのか。

自動運転における責任の所在については、現行法下での責任構造、被害者救済の実態等を十分にふまえたうえでの整理が必要である。